

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西海市長 杉澤 泰彦

市町村名 (市町村コード)	西海市 (42212)
地域名 (地域内農業集落名)	大島崎戸地区 (馬込、間瀬、寺島、徳万、塔ノ尾、黒瀬、大島、塩田、田ノ浦、太田尾、中戸、蛤)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

元々離島で、狭小な農地が点在している地域であり、地域的にも条件不利地が多い。他の地域以上に少子高齢化による人口減少が進み、農地の約72%が荒廃化している。  
農業の中心となる担い手がおらず、農地所有者等も地域外に多いことから、後継者への農地の継承等は困難である。現状では家庭菜園を主として農地は維持されており、担い手がいいため、大型の基盤整備事業などは見込めない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地理的環境的要因により、小規模な農地が多いことから、効率的な農業経営は見込めない。また、担い手が少ないことから集積集約が難しく、残すべき農地としてこれまでに実施した基盤整備済の農地を中心に持続可能な農業の取り組みを推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地を農地中間管理機構に貸しつけ、将来の経営農地の集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備している地域については、引き続き地域農業の中心地として農地の管理及び耕作を維持していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく地域内外から多様な経営体の育成が可能となる取り組みを推進する。個人の担い手が少ない地域であることから地域内での農業者の育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等関係機関と協議しながら農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①荒廃農地の増加に伴い、農地の保全管理が十分でない場所から鳥獣害が広がる恐れがあることから、農地として適切に管理している地域においては市や県の補助事業等も活用し、被害防止策を講じるよう努める。